

会社	会社名	株式会社 滋賀銀行		
概要	従業員数	2,227 人	業種	銀行業

1. ねらい

- ・従業員一人ひとりの生産性向上を目指すとともにワークライフバランスを推し進めるべく「早帰り運動」および「タイムマネジメント運動」の取り組みを行っている。
- ・「育児休業」「短時間勤務」「時間外勤務制限措置」「配偶者出産特別休暇」などの制度を制定しており従業員一人ひとりが働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

2. 施策内容

- ・「早帰り運動」の推進
毎週水曜日、隔週月曜日は原則 18 時に退行する運動を行っており、従業員のワークライフバランスの充実を目指している。
- ・「タイムマネジメント運動」の取組
各部店毎に一人あたりの年間時間外数の目標時間を設定し、従業員一人ひとりの生産性の向上を目指すとともに早期終業によるワークライフバランスの充実を目指している。
- ・「育児休業」
勤続 1 年以上の従業員で休業後も引続き勤務意志のある者は子が満 3 才に達した月末まで取得が可能な制度。最初の 5 日間を有給としている。
- ・「短時間勤務」
勤続 1 年以上の従業員で子が小学校就学の始期に達する期間まで取得が可能な制度。
子が満 1 才に達するまでは、1 日当たり 1 時間 30 分を限度として短縮が可能であり、また子が満 1 才から小学校就学の始期に達するまでは 1 日の所定労働時間を 6 時間にすることが可能である。
- ・「時間外勤務制限措置」
勤続 1 年以上の従業員で子が小学校就学の始期に達するまで時間外勤務制限を行うことができる制度。
- ・「配偶者出産特別休暇」
出産予定日の 1 ヶ月前から出産日の 1 ヶ月後までの間で 3 日以内の休暇が取得できる制度。

3. 取組実績・効果

- ・「早帰り運動」は、従業員一人ひとりに定着化し、原則 18 時退行は遵守されている。
- ・「タイムマネジメント運動」では、平成 25 年度と平成 27 年度を比較すると一人あたりの年間時間外時間数が約 16%減少しており早期就業への取り組みが進んでいる。
- ・「育児休業」「短時間勤務」「時間外勤務制限措置」「配偶者出産特別休暇」の制度は着実に従業員に浸透してきている。特に、「育児休業」は、男女問わず取得することを推奨するため、平成 27 年 7 月より「最初の 5 日間（最大）」を有給とした。この制度改定もあり平成 27 年度の男性育児休業取得者は 26 名と大幅に増加した。（平成 26 年度取得者 1 名）。